主

本件抗告を却下する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

最高裁判所が抗告に関して裁判権をもつのは、訴訟法において特に最高裁判所に 抗告を申し立てることを許した場合に限られる。そして民事事件については、民訴 四一九条ノニに定められている抗告のみが右の場合に当ることは、当裁判所の判例 とするところである(昭和二二年(ク)第一号同年一二月八日決定参照)。従つて、 最高裁判所に対する抗告申立には同四一三条は適用がなく、その抗告理由は同四一 九条ノニによつて、原決定において法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するか しないかについてした判断を不当とするものでなければならない。ところが、本件 抗告理由は、憲法の精神を云々するけれども、その実質において単に分与金の一時 払が困難なことを主張するに帰し、右の場合に当らないことは、抗告理由自体によ り明らかであるから、本件抗告を不適法として却下し、抗告費用は抗告人の負担と すべきものとし、主文のとおり決定する。

昭和二九年一月一三日

最高裁判所第二小法廷

_	精	Щ	霜	裁判長裁判官
重	勝	谷	小	裁判官
郎	八	田	藤	裁判官
郎	唯 —	村	谷	裁判官